

日野市手数料、使用料等検討委員会 調査検討結果報告書

(対象事業)

- 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正
- 日野市文化施設（市民会館・七生公会堂）使用料
- 日野市スポーツ施設（ふれあいホール・市民プール）使用料

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料等に関する調査検討結果の報告について

本委員会は、手数料、使用料等に関する事項について市長の依頼に基づき会議を実施し、「日野市手数料、使用料等の見直し基準」に基づき調査検討したので、その結果を市長に報告するものである。

令和5年3月24日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市手数料、使用料等検討委員会

委員長 谷井 良

職務代理 杉崎 耕一

委員 小林 眞志

比留間 文彦

(※委員は五十音順)

1 調査検討事項

本委員会が市長より依頼を受けた調査検討事項は、次の3件である。なお、下表にない調査検討事項の第1号については、本年度既に検討報告済みである。

調査検討事項	内容
第2号	日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正について
第3号	日野市文化施設（市民会館・七生公会堂）の使用料の見直しについて
第4号	日野市スポーツ施設（ふれあいホール・市民プール）の使用料の見直しについて

2 調査検討結果

調査検討結果を以下に示す。市長はこの調査検討結果を参考とし、方針を決定されたい。

調査検討事項	内容	検討結果
第2号	日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正について	原案のとおり改定することが適当であると考える。
第3号	日野市文化施設（市民会館・七生公会堂）の使用料の見直しについて	原案のとおり改定することが適当であると考える。ただし、加算率の設定についてはより具体的な算出プロセスを設定されたい。
第4号	日野市スポーツ施設（ふれあいホール・市民プール）の使用料の見直しについて	原案のとおり改定することが適当であると考える。ただし、減額変更は慎重な検討を要するほか、加算率の設定についてはより具体的な算出プロセスを設定されたい。

なお、調査検討した具体的な案は12ページ以降のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の見直し基準（令和元年7月日野市発行。以下、「現行基準」という。）」に基づき算定した維持管理経費及び近隣市の類似施設の使用料設定状況、現行の使用料などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 各調査検討事項の詳細

(1) 調査検討事項第2号 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正案について

① 改正の経緯

- 「日野市手数料、使用料等見直し基準（以下、「旧基準」という。）」は、平成30年9月に発行した。
- 旧基準P.28には、基準の見直し周期を4年とする旨が定められている。
- 見直し周期の4年目となる令和4年度に、旧基準の定めに従い見直しを行うものである。

② 改正概要

主な改正のポイントは次のとおりである。

なお、詳細の改定箇所は、12ページに掲載している。

- 使用料等の額を引き上げる場合は、改定を検討している段階で市民へ意見をお伺いすることを必須とした。（従来は「必要に応じて」）
- 原価算出のために過去の実績の数値を使用する際に、新型コロナウイルス感染症等の天災により平年と大幅に異なる場合は、当該年度を計算から除外できることとした。（従来は規定なし）
- 各施設の利用者負担割合対応表について、「参考資料」の位置づけに変更（従来は「例示」。施設使用料が条例で定められるものであることとの整合）
- 手数料、使用料等の新規設定時にも適用する趣旨から、「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（以下、「新基準」という。）」に変更した

③ パブリックコメントの実施について

本件については、事務局により次のとおりパブリックコメントが実施されている。

期 間	令和4年12月1日～令和5年1月13日
周知方法	市広報（令和4年12月1日号）、市ホームページ
計画案の 掲出先	(1)市ホームページ (2)各課窓口（企画経営課、七生支所、豊田駅連絡所、市内7図書館）
意見表明の 方法	所定の意見書様式に記載のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メール又はインターネット回答フォームにより提出
意見表明者数	0人

④ 委員会の意見総括

- 従来の基準から大きく変更されているものではなく、特に異議はない。

(2) 調査検討事項第3号 日野市文化施設（市民会館・七生公会堂）の使用料の見直しについて

① 対象施設

名 称	日野市民会館
所在地	日野市神明一丁目12番1
施設規模	・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ・規 模：地下1階、地上4階建 ・延床面積：7,214.36㎡
建築時期	昭和60年3月
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	毎週月曜日、第2火曜日（その日が休日の場合、その翌日） 年末年始（12月28日から翌1月4日まで）など
管理方法	平成18年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

名 称	七生公会堂・七生福祉センター	
所在地	日野市三沢三丁目50番1	
施設規模	・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ・規 模：地上3階建 ・延床面積：1,326.46㎡	
建築時期	昭和54年9月	
開館時間	午前9時から午後9時30分まで	
休館日	七生公会堂	毎週月曜日、第2火曜日（その日が休日の場合、その翌日） 年末年始（12月28日から翌1月4日まで）など
	七生福祉センター	毎週月曜日（その日が休日の場合、その翌日） 祝祭日（こどもの日、敬老の日を除く） 年末年始（12月29日から翌1月3日まで）など
管理方法	平成18年度より指定管理者制度導入（地方自治法第244条の2） 指定管理者名：株式会社ケイミックスパブリックビジネス	

② 改定案の詳細

建物名	使用施設	曜日	時間	現行額	改定額	増減額
市民会館 ホール	大ホール	平日	午前	17,000	20,000	+3,000
			午後	41,000	49,000	+8,000
			夜間	51,000	61,000	+10,000
			全日	100,000	120,000	+20,000
		土曜	午前	24,000	28,000	+4,000
			午後	52,000	62,000	+10,000
			夜間	63,000	75,000	+12,000
			全日	126,000	151,000	+25,000
		日曜	午前	28,000	33,000	+5,000
			午後	52,000	62,000	+10,000
			夜間	61,000	73,000	+12,000
			全日	126,000	151,000	+25,000
	小ホール	平日	午前	4,000	5,200	+1,200
			午後	8,000	10,000	+2,000
			夜間	10,000	12,000	+2,000
			全日	20,000	24,000	+4,000
		土曜	午前	4,500	5,800	+1,300
			午後	10,000	12,000	+2,000
			夜間	13,000	15,000	+2,000
			全日	25,000	30,000	+5,000
日曜		午前	5,500	7,100	+1,600	
		午後	10,000	12,000	+2,000	
		夜間	12,000	14,000	+2,000	
		全日	25,000	30,000	+5,000	
市民会館 その他	リハーサル室	共通	午前	1,500	1,500	0
			午後	2,200	2,800	+600
			夜間	3,000	3,200	+200
			全日	6,000	6,600	+600
	練習室 1.2	共通	午前	800	800	0
			午後	1,400	1,400	0
			夜間	1,700	1,700	0
			全日	3,500	3,500	0
	展示室 1	共通	午前	1,300	1,300	0
			午後	2,000	2,600	+600
			夜間	2,800	3,400	+600
			全日	5,500	6,900	+1,400
	展示室 2	共通	午前	700	900	+200
			午後	1,100	1,500	+400

			夜間	1,500	2,100	+600
			全日	3,000	3,900	+900
	会議室 1	共通	午前	900	900	0
			午後	1,400	1,400	0
			夜間	1,900	1,900	0
			全日	3,800	3,800	0
	会議室 2	共通	午前	800	800	0
			午後	1,200	1,200	0
			夜間	1,700	1,700	0
			全日	3,300	3,300	0
	会議室 3	共通	午前	600	600	0
			午後	900	900	0
			夜間	1,300	1,300	0
			全日	2,500	2,500	0
	集会室 1	共通	午前	400	400	0
			午後	700	700	0
			夜間	900	900	0
			全日	1,800	1,800	0
	集会室 2	共通	午前	300	300	0
			午後	400	400	0
夜間			500	500	0	
全日			1,000	1,000	0	
集会室 3	共通	午前	400	400	0	
		午後	700	900	+200	
		夜間	900	1,000	+100	
		全日	1,800	2,100	+300	
七生公会堂	七生公会堂ホール	平日	午前	6,000	7,800	+1,800
			午後	11,000	13,000	+2,000
			夜間	15,000	18,000	+3,000
			全日	28,000	33,000	+5,000
		土曜	午前	7,000	9,100	+2,100
			午後	14,000	16,000	+2,000
			夜間	19,000	22,000	+3,000
			全日	34,000	40,000	+6,000
		日曜	午前	8,000	10,000	+2,000
			午後	14,000	16,000	+2,000
			夜間	18,000	21,000	+3,000
			全日	34,000	40,000	+6,000

③ 委員会の意見総括

- 使用料の改定案については、見直し基準に則って算出され、かつ近隣の類似施設との比較や現行の使用料を勘案して検討されており、適当であると考えます。
- 施設の利用者やサービスを受ける市民等にとっては、手数料や使用料が低い金額に抑えられていること、または無料で使用できることが望ましいことではある。一方で、そのことは全体の税金で負担することを意味する。見直し基準に述べられている市の方針にあるように、厳しい財政状況の中、利用者に一定の額の負担をしていただくのはやむを得ないと考えます。
- ただし、時間帯加算率、曜日加算率、機能別加算率について、一定の合理性は認められるものの算出根拠が不明瞭な部分があった。各加算率の設定の際には、より具体的な算出プロセスを経て設定される必要がある。

④ 委員の個別意見

- 資料中の文言がわかりにくい（改定上限率、引上率、引上額等）。
- キャプションが図表に無い。表は上部に、図は下部に表示をいただきたい。
- 指定管理者の選定手続きに先立って、各加算率の算出根拠を今一度整理していただきたい。

(3) 調査検討事項第 4 号 日野市スポーツ施設（ふれあいホール・市民プール）の使用料の見直しについて

① 対象施設

名 称	市民の森ふれあいホール
所在地	日野市日野本町六丁目 1 番 3
施設規模	・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ・規 模：地上 3 階建 ・延床面積：7,241.52 ㎡
建築時期	平成 23 年 10 月
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
休館日	毎月第 1 火曜日（その日が休日の場合、その翌平日） 年末年始（12 月 28 日から翌 1 月 4 日まで）など
管理方法	平成 26 年度より指定管理者制度導入（地方自治法第 244 条の 2） 指定管理者名：シンコースポーツ・アズビル共同事業体

名 称	市民プール
所在地	日野市大字川辺堀之内 190 番先
施設規模	・規 模：1 棟 ・総 面 積：837.49 ㎡
建築時期	平成 5 年 5 月
開館期間	（令和 4 年度実績） 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
開館時間	平日：午前 9 時 00 分から午後 6 時 30 分まで 土日祝日・お盆期間：午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
管理方法	平成 21 年度より指定管理者制度導入（地方自治法第 244 条の 2） 指定管理者名：シンコースポーツ株式会社

② 改定案の詳細

建物名	使用施設	曜日	時間	現行額	改定額	増減額			
ふれあいホール	コミュニティホール（1面）	土日祝	午前	15,000	18,000	+3,000			
			午後 1						
			午後 2				9,000	11,200	+2,200
			夜間				9,000	11,700	+2,700
		平日	深夜	12,000	14,400	+2,400			
			午前	12,000	14,400	+2,400			
			午後 1						
			午後 2				9,000	9,000	0
	夜間	9,000	11,700				+2,700		
	共通	深夜	12,000	14,400	+2,400				
	多目的ルーム【床半面】	共通	午前	1,900	2,600	+700			
			午後 1						
			午後 2				1,100	1,500	+400
	コミュニティルーム 1	共通	夜間	1,100	1,500	+400			
			午前	2,400	2,000	-400			
	午後								
	コミュニティルーム 2	共通	夜間	2,700	2,400	-300			
			午前	2,200	1,800	-400			
	午後								
	集会室 2 - 1	共通	夜間	2,500	2,300	-200			
午前			1,500	1,600	+100				
午後									
集会室 2 - 2	共通	夜間	1,800	2,300	+500				
		午前	1,100	800	-300				
午後									
集会室 2 - 3【防音】	共通	夜間	1,300	1,100	-200				
		午前	600	600	0				
午後									
集会室 2 - 4【調理室】	共通	夜間	700	900	+200				
		午前	1,300	1,800	+500				
午後									
ギャラリー	共通	夜間	1,500	2,100	+600				
		午前	800	700	-100				
午後									
		夜間	1,000	900	-100				

施設	区分	市内・外	現行額	改定額	増減額
市民プール	大人	市内	200	200	0
		市外	200	300	+100
	子ども	市内	100	100	0
		市外	100	150	+50

③ 委員会の意見総括

- 使用料の改定案については、見直し基準に則って算出され、かつ近隣の類似施設との比較や現行の使用料を勘案して検討されており、適当であると考えます。
- 一部の施設においては使用料の引き下げが含まれている。個別意見にある通り引下げに当たっては市内他施設と十分に比較検討することが必要となる場所、見直し基準に則って算出された結果のものと認められる。
- ただし、時間帯加算率、曜日加算率、機能別加算率について、一定の合理性は認められるものの算出根拠が不明瞭な部分があった。各加算率の設定の際には、より具体的な算出プロセスを経て設定される必要がある。

④ 委員の個別意見

- 資料中の単位に一部誤りがある。
- 市の財政負担が厳しい中、いったん使用料の引下げをすると、市民にとっては、同種の施設どうしで比較するので、他の施設の引下げ圧力に波及しかねない。逆に次回改定の際に一転引上げ、となると混乱のもとになり得る。
- 指定管理者の選定手続きに先立って、各加算率の算出根拠を今一度整理していただきたい。

4 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和4年11月8日	調査検討事項第2号 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正案について
令和4年11月17日	調査検討事項第2号 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正案について
(12/1~1/13 パブリックコメント：日野市手数料、使用料等の見直し基準改正案)	
令和5年2月27日	調査検討事項第2号 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正案について 調査検討事項第3号 日野市文化施設（市民会館・七生公会堂）の使用料の見直しについて 調査検討事項第4号 日野市スポーツ施設（ふれあいホール・市民プール）の使用料の見直しについて

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順（◎委員長、○職務代理）

役割	氏名	区分
	小林 眞志	有識者
○	杉崎 耕一	委員会委員経験者
◎	谷井 良	学識経験者
	比留間 文彦	委員会委員経験者

5 資料

(1) 「日野市手数料、使用料等の見直し基準」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
1	表紙	標題	「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」に改正する。	適用対象を、既存の手数料、使用料等の見直しだけでなく、新設の場合も想定した内容として位置付けたため。また、手順等も記載されているため、ガイドラインという名称がより適切である。
2	裏表紙	改正履歴	改正履歴の追加・文言整理	改正の経過を把握できるようにする。
3	全体	全体	構成について修正する。	章立て・文意の進行を考慮した。
4	1	策定の趣旨と目的	ガイドラインの改正に見あう内容に修正	基準新設時の内容となっていたため、今回の改正に見あう内容に修正する。
5	2	「2 適用開始時期」	令和5年4月1日からとする。	令和4年度は4年に1度のガイドラインの見直し年度に当たる。 検討委員会での検討後、パブリックコメントを経て修正の上、再度検討委員会で検討を行い、内容を確定するためには、令和4年度末まで時間を要する。
6	3	(2) 利用者負担の原則	施設を団体が使用し、当該団体が個人にサービス提供をする際の考え方についてはガイドラインの対象外である旨、補足を追加する。	団体で施設を使用する場合の団体から利用者に対し請求する使用料に関して、ガイドラインが適用されるか否かについて考え方を明確にする。

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
7	5、 6、 21、 22	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】中、②、③ (P.21、22は【個別の手数料見直し手順フロー図】の説明中、②、③)	②(旧③)他の類似施設や他市施設等との料金比較と、③(旧②)激変緩和措置の上限額の設定との間で、順を逆にする。	自然な手順の流れとなるよう、考慮した。
8	5、26	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】中、2番目の注釈 (P.26「2 市民等への周知」)	使用料の額を引き上げる場合、検討段階における市民への意見聴取を必須とする。	影響を直接受ける市民の意見を、検討時点で把握し、適正な判断を行うため。
9	6、22	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】の説明⑤ (P.22は【個別の手数料見直し手順フロー図】の説明④)	使用料等を検討するために各課が設置する附属機関等に、他市等と共同して検討する会議体を含むものとする。	手数料について、26市において統一的に設定するよう検討している類似例が把握されたため、追記する。
10	9	「(2)原価算出のための項目」中、2つ目の項目	天災や疫病の流行その他の要因により実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合、当該年度を除くことができるものとし、その場合にあっては直近4年以前の年度の実績を使用することができるものとする。	新型コロナウイルス感染症対策に伴い施設利用実績が大幅に減少したことを受け、このような事象が生じた場合であっても適正な基準額が算出できるよう、必要な例外措置を設けた。

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
11	9、10	「(2) 原価算出のための項目」の表中、「イ 物件費」の「需用費」	修繕費(資産価値を高め、またはその耐久性が増す資本的支出を除く)について、原価に算入するよう改める。	他市においても原価に算入している市が多い(ガイドライン等を作成していることが把握できた近隣17市中12市)。適正な維持管理費の算定のためには算入が妥当と判断した。 なお、資本的支出に係る修繕費については、減価償却費として計上されることになることから、重複計上を避けるために除外する。
12	9	「(2) 原価算出のための項目」の表中、「ウ 指定管理者が管理に要した経費の合計額」	算入すべき指定管理者の負担した管理経費について、指定管理料(及び利用料金)の額による推定値ではなく、実際に要した経費により算定するよう改める。	実際の施設管理経費が、指定管理料(及び利用料金)と必ずしも一致しない。また、指定管理者から提出される事業報告書から管理に要した経費の額を把握することが可能である。よって、より正確な経費の算出方法に改めることとする。
13	19	「(2) 駐車場使用料の額」の表	令和4年10月現在の状況に更新する。	改正前ガイドライン作成時以降、新設された駐車場があったため。
14	24	「(3) 原価及び基準額の算出方法」の注「※1」	参考として、行政評価において使用している時間単価を追記する。	配置されている職員によって、維持管理経費が変動することを避けるため、統一的な金額設定とする。また、改正前の算定方法では、勤務時間を「1週間当たりの勤務時間×52週」としていたものを、現実の平均的な勤務時間による算定に改める。

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
15	26	「(2) 手数料、使用料等の見直し周期」の②	協定期間が4年と異なる期間で締結された協定の指定管理施設又は4年と異なる期間での債務負担行為の設定により管理(運営)委託を行った施設については、当該協定(債務負担行為の設定)期間ごとに検証・見直しをすることができるものとする。	見直し周期を原則4年としている。 しかし、5年を超える協定を締結した指定管理施設等については、指定管理(債務負担行為の設定)期間中に使用料の額が変更されることは指定管理者の公募条件の変更にあたり、競争の透明性の確保が損なわれる可能性がある。また、次期協定の開始時期まで適用できないとなると、本来望ましい使用料額を長期にわたり反映できないこととなり、負担の公平性が確保できない。 よって、例外規定を新設する。
16	28	2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	最新の要綱の内容に修正する。	改正前のガイドラインの制定以降に、要綱が改正されていたため。
17	30	3 各施設における利用者負担割合の現状	各施設の利用者負担割合の対応表の位置づけを、例示から現状に関する参考資料へと変更する。(改正前は、P.6【利用者負担割合と施設の性質別分類の考え方】(改正後の P.14【施設の性質別利用者負担割合 分類表】に相当)の後に配置していた。)また、令和4年10月現在の状況に修正する。	各施設の使用料は、議会における議決を要する条例により設定する。 しかし、各施設の利用者負担割合についてガイドライン上で例示として提示してしまうと、条例に優位してガイドラインにより当該施設の利用者負担割合を決定しているかのような誤解を生む。 そのため、現時点における各施設の利用者負担割合を参考資料として掲載することとした。

(2) 「日野市民会館」と「七生公会堂」の利用料金改定について(案)

1. 考え方

- (1) 日野市手数料、使用料等の見直し基準(以下、「見直し基準」という)に基づき、使用料を算定(令和元年7月発行)
- (2) 東京都26市の使用料の改定状況
- (3) 近隣市の使用料との比較
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響について(稼働率・利用料収入の推移)
- (5) 利用者からの声
- (6) 市民以外の利用者の料金設定について
- (7) 今後のスケジュール

2. 見直し基準による算定結果

市民会館 ホール

(円)

	時間	現行額	改定 上限率	改定 上限額	時間帯 加算率	曜日 加算率	基準額	改定額	引き上げ額	引き上げ率
大ホール【平日午前】	3	17,000	1.2	20,400	1.0	0.8	24,839	20,000	3,000	18%
大ホール【平日午後】	3.5	41,000	1.2	49,200	2.0	0.8	57,958	49,000	8,000	20%
大ホール【平日夜間】	4	51,000	1.2	61,200	2.0	0.8	66,238	61,000	10,000	20%
大ホール【全日】	12.5	100,000	1.2	120,000	1.3	0.8	134,547	120,000	20,000	20%
大ホール【土曜午前】	3	24,000	1.2	28,800	1.0	1.4	43,468	28,000	4,000	17%
大ホール【土曜午後】	3.5	52,000	1.2	62,400	2.0	1.4	101,427	62,000	10,000	19%
大ホール【土曜日夜間】	4	63,000	1.2	75,600	2.0	1.4	115,917	75,000	12,000	19%
大ホール【土曜日全日】	12.5	126,000	1.2	151,200	1.3	1.4	235,458	151,000	25,000	20%
大ホール【日曜午前】	3	28,000	1.2	33,600	1.0	1.6	49,678	33,000	5,000	18%
大ホール【日曜午後】	3.5	52,000	1.2	62,400	2.0	1.6	115,917	62,000	10,000	19%
大ホール【日曜夜間】	4	61,000	1.2	73,200	2.0	1.6	132,477	73,000	12,000	20%
大ホール【日曜全日】	12.5	126,000	1.2	151,200	1.3	1.6	269,095	151,000	25,000	20%
小ホール【平日午前】	3	4,000	1.3	5,200	1.0	0.8	6,618	5,200	1,200	30%
小ホール【平日午後】	3.5	8,000	1.3	10,400	2.0	0.8	15,442	10,000	2,000	25%
小ホール【平日夜間】	4	10,000	1.2	12,000	2.0	0.8	17,648	12,000	2,000	20%
小ホール【全日】	12.5	20,000	1.2	24,000	1.3	0.8	35,848	24,000	4,000	20%
小ホール【土曜午前】	3	4,500	1.3	5,850	1.0	1.4	11,581	5,800	1,300	29%
小ホール【土曜午後】	3.5	10,000	1.2	12,000	2.0	1.4	27,023	12,000	2,000	20%
小ホール【土曜日夜間】	4	13,000	1.2	15,600	2.0	1.4	30,884	15,000	2,000	15%
小ホール【土曜日全日】	12.5	25,000	1.2	30,000	1.3	1.4	62,735	30,000	5,000	20%
小ホール【日曜午前】	3	5,500	1.3	7,150	1.0	1.6	13,236	7,100	1,600	29%
小ホール【日曜午後】	3.5	10,000	1.2	12,000	2.0	1.6	30,884	12,000	2,000	20%
小ホール【日曜夜間】	4	12,000	1.2	14,400	2.0	1.6	35,296	14,000	2,000	17%
小ホール【日曜全日】	12.5	25,000	1.2	30,000	1.3	1.6	71,697	30,000	5,000	20%

市民会館 ホール以外

(円)

	時間	現行額	改定 上限率	改定 上限額	時間帯 加算率	機能 加算率	基準額	改定額	引き上げ額	引き上げ率
リハーサル室 午前	3	1,500	1.4	2,100	1.0	1.5	1,222	1,500	0	0%
リハーサル室 午後	3.5	2,200	1.3	2,860	2.0	1.5	2,853	2,800	600	27%
リハーサル室 夜間	4	3,000	1.3	3,900	2.0	1.5	3,260	3,200	200	7%
リハーサル室 全日	12.5	6,000	1.3	7,800	1.3	1.5	6,622	6,600	600	10%
練習室1.2 午前	3	800	1.4	1,120	1.0	1.5	621	800	0	0%
練習室1.2 午後	3.5	1,400	1.4	1,960	2.0	1.5	1,452	1,400	0	0%
練習室1.2 夜間	4	1,700	1.4	2,380	2.0	1.5	1,659	1,700	0	0%
練習室1.2 全日	12.5	3,500	1.3	4,550	1.3	1.5	3,371	3,500	0	0%
展示室1 午前	3	1,300	1.4	1,820	1.0	1.0	1,289	1,300	0	0%
展示室1 午後	3.5	2,000	1.3	2,600	2.0	1.0	3,008	2,600	600	30%
展示室1 夜間	4	2,800	1.3	3,640	2.0	1.0	3,438	3,400	600	21%
展示室1 全日	12.5	5,500	1.3	7,150	1.3	1.0	6,984	6,900	1,400	25%
展示室2 午前	3	700	1.4	980	1.0	1.0	918	900	200	29%
展示室2 午後	3.5	1,100	1.4	1,540	2.0	1.0	2,144	1,500	400	36%
展示室2 夜間	4	1,500	1.4	2,100	2.0	1.0	2,450	2,100	600	40%
展示室2 全日	12.5	3,000	1.3	3,900	1.3	1.0	4,977	3,900	900	30%
会議室1 午前	3	900	1.4	1,260	1.0	1.0	400	900	0	0%
会議室1 午後	3.5	1,400	1.4	1,960	2.0	1.0	933	1,400	0	0%
会議室1 夜間	4	1,900	1.4	2,660	2.0	1.0	1,067	1,900	0	0%
会議室1 全日	12.5	3,800	1.3	4,940	1.3	1.0	2,167	3,800	0	0%
会議室2 午前	3	800	1.4	1,120	1.0	1.0	518	800	0	0%
会議室2 午後	3.5	1,200	1.4	1,680	2.0	1.0	1,210	1,200	0	0%
会議室2 夜間	4	1,700	1.4	2,380	2.0	1.0	1,383	1,700	0	0%
会議室2 全日	12.5	3,300	1.3	4,290	1.3	1.0	2,809	3,300	0	0%
会議室3 午前	3	600	1.4	840	1.0	1.0	355	600	0	0%
会議室3 午後	3.5	900	1.4	1,260	2.0	1.0	829	900	0	0%
会議室3 夜間	4	1,300	1.4	1,820	2.0	1.0	948	1,300	0	0%
会議室3 全日	12.5	2,500	1.3	3,250	1.3	1.0	1,926	2,500	0	0%
集会室1 午前	3	400	1.4	560	1.0	1.0	219	400	0	0%
集会室1 午後	3.5	700	1.4	980	2.0	1.0	511	700	0	0%
集会室1 夜間	4	900	1.4	1,260	2.0	1.0	584	900	0	0%
集会室1 全日	12.5	1,800	1.4	2,520	1.3	1.0	1,188	1,800	0	0%
集会室2 午前	3	300	1.4	420	1.0	1.0	125	300	0	0%
集会室2 午後	3.5	400	1.4	560	2.0	1.0	293	400	0	0%
集会室2 夜間	4	500	1.4	700	2.0	1.0	335	500	0	0%
集会室2 全日	12.5	1,000	1.4	1,400	1.3	1.0	682	1,000	0	0%
集会室3 午前	3	400	1.4	560	1.0	1.0	391	400	0	0%
集会室3 午後	3.5	700	1.4	980	2.0	1.0	912	900	200	29%
集会室3 夜間	4	900	1.4	1,260	2.0	1.0	1,043	1,000	100	11%
集会室3 全日	12.5	1,800	1.4	2,520	1.3	1.0	2,119	2,100	300	17%

	時間	現行額	改定 上限率	改定 上限額	時間帯 加算率	曜日 加算率	基準額	改定額	引き上げ額	引き上げ率
七生公会堂ホール 平日午前	3	6,000	1.3	7,800	1.0	0.8	9,246	7,800	1,800	30%
七生公会堂ホール 平日午後	3.5	11,000	1.2	13,200	2.0	0.8	21,576	13,000	2,000	18%
七生公会堂ホール 平日夜間	4	15,000	1.2	18,000	2.0	0.8	24,658	18,000	3,000	20%
七生公会堂ホール 平日全日	12.5	28,000	1.2	33,600	1.3	0.8	50,088	33,000	5,000	18%
七生公会堂ホール 土曜午前	3	7,000	1.3	9,100	1.0	1.4	16,181	9,100	2,100	30%
七生公会堂ホール 土曜午後	3.5	14,000	1.2	16,800	2.0	1.4	37,758	16,000	2,000	14%
七生公会堂ホール 土曜夜間	4	19,000	1.2	22,800	2.0	1.4	43,151	22,000	3,000	16%
七生公会堂ホール 土曜全日	12.5	34,000	1.2	40,800	1.3	1.4	87,654	40,000	6,000	18%
七生公会堂ホール 日曜午前	3	8,000	1.3	10,400	1.0	1.6	18,493	10,000	2,000	25%
七生公会堂ホール 日曜午後	3.5	14,000	1.2	16,800	2.0	1.6	43,152	16,000	2,000	14%
七生公会堂ホール 日曜夜間	4	18,000	1.2	21,600	2.0	1.6	49,316	21,000	3,000	17%
七生公会堂ホール 日曜全日	12.5	34,000	1.2	40,800	1.3	1.6	100,176	40,000	6,000	18%

見直し基準に基づき、使用料を算定

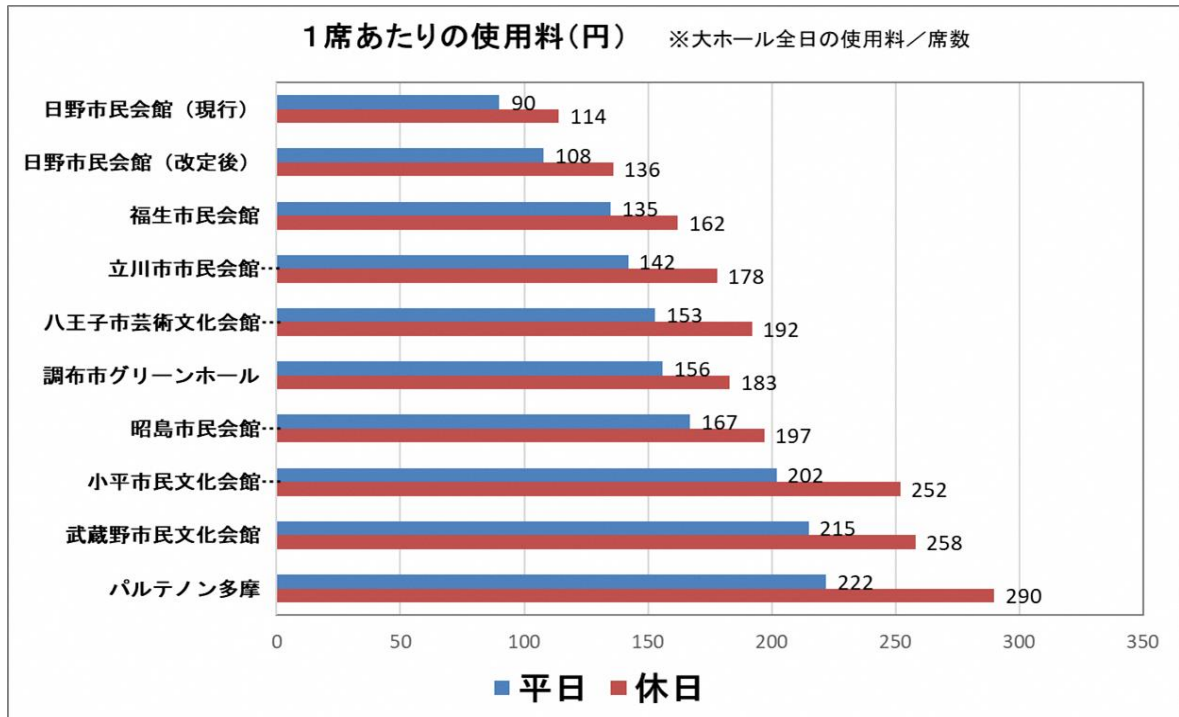
- ① 端数処理は、増額改定のため、1万円以上は100円単位、1万円未満は10円単位で切り下げた。
- ② 昭和60年4月開設以来、使用料金の改定はしていない。

	利用者 負担割合	積算結果	積算結果における 改定要否の判断
大・小ホール 七生公会堂	75%	すべての貸室で 現行額 < 基準額	すべての貸室が、+20%以上の乖離のため、激変緩和措置の範囲内において、増額改定とした。
展示室など	50%	一部の貸室で 現行額 < 基準額	一部の貸室は、現行額 < 基準額のため、激変緩和措置の範囲内において、増額改定とした。 なお、一部の貸室は-20%を以上の乖離があるが、減額の判断はその他の要因も含めた判断とする。

3. 東京都 26 市の使用料の改定状況

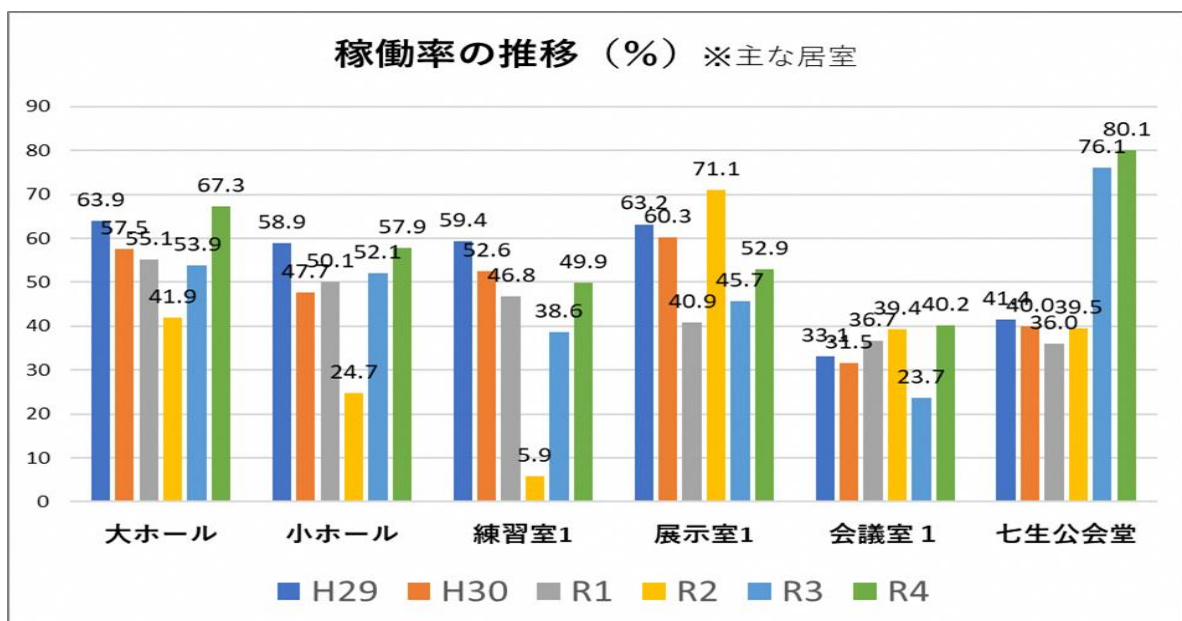
- (1) 令和3年度、4年度で使用料を改定した自治体
八王子市 (R3)、町田市(R4)
- (2) 利用料金改定に係る基準がある中で、使用料の改定を延期した自治体
八王子市、武蔵野市 (R3→R5)、府中市 (R3→未定)、東大和市 (R3→未定)
清瀬市 (毎年→未定)、多摩市 (毎年→未定)

4. 近隣市の使用料との比較（詳細は、別紙1「他市との比較」参照）



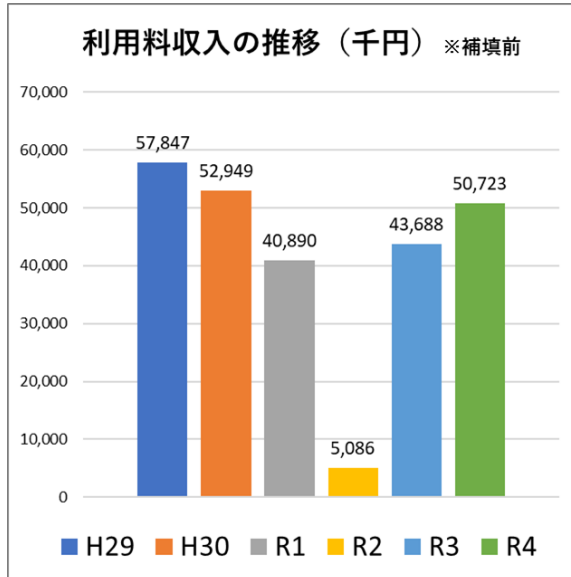
- (1) 近隣市における、同規模の大ホールの使用料を、席数で除した金額である。他市と比較して低価格である。小ホール、七生公会堂も、同様に低価格となっている。
- (2) イベントや行事等で主催者がチケット代等で入場料を徴収する場合は、他市と同等の率で入場料に加算し、主催者に使用料を支払ってもらっているが、積算元の基本使用料が低価格なことから、他市より低価格で利用できている。

5. 稼働率の推移（新型コロナウイルス感染症の影響など）



- (1) 日野市民会館は、コロナ禍前の平成 30 年度の稼働率に戻っている。
- (2) 七生公会堂は、令和 4 年 9 月末までワクチン接種会場として利用されていたため、高値を示しているが、現在はコロナ禍前の従来の文化活動等に利用されている。

6. 利用料収入の推移

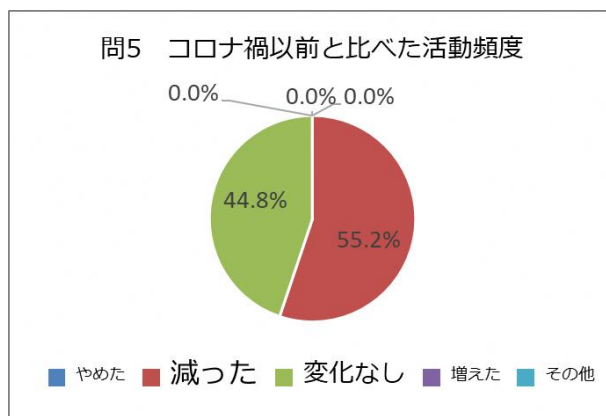


- (1) 令和元年度から指定管理者制度を導入したが、コロナ禍では閉館や利用制限により利用料収入が減少した。一部補填金を充当
- (2) 令和 4 年度以降は、政府や東京都による制限等の発令はなく、稼働率の増加に伴い利用料収入も増加している。

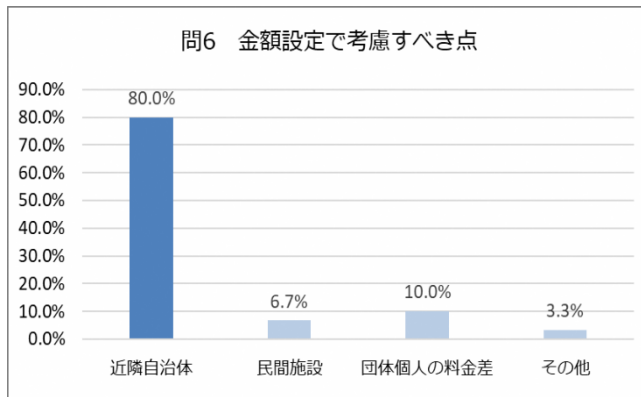
※R4 年度は見込み

7. 利用者の声

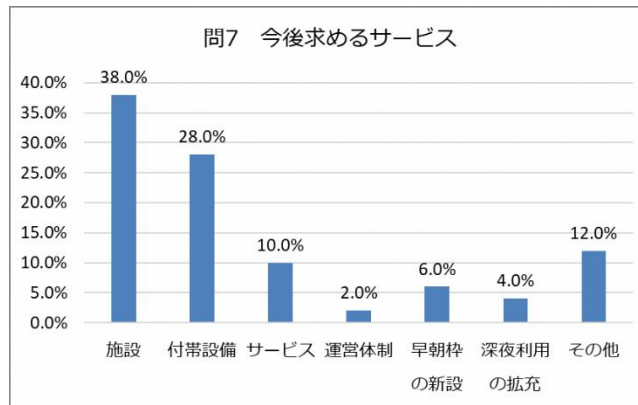
- (1) 日野市文化協会へのアンケート調査の実施
令和 5 年 2 月 7 日 (火) 22 人
- (2) 赤レンガプロジェクトへのアンケート調査の実施
令和 5 年 2 月 8 日 (水) 8 人
- (3) 市民会館、七生公会堂の利用者へのアンケート
令和 5 年 2 月 7 日 (火) ~ 実施中



- (1) 感染症の拡大によって活動を縮小、又は停止したことにより、未だコロナ禍前のように活動が戻っていないといった声が、過半数を超えた。
- (2) 一方で、変化がないといった声も約 45%あった。



施設の使用料の設定で考慮すべき点は、近隣自治体との均衡が最も高く 80%を占めた。



記述の内容も含め、老朽化した施設や付帯設備の更新を求める声が多かった。将来に渡って継続的に利用できるよう、長期修繕計画に基づき、確実に整備していくことが必要である。

8. 市民以外の利用者の料金設定について

- (1) すでに市外加算として基本料金の1割に相当する額を加算している。この割合は概ね他市の施設と同等の率である。
- (2) また、日野市民が優先的に利用できるよう運用に努めている。
- (3) これまで以上に、日野市民と日野市民以外の利用者の料金に差を設定すると稼働率の低下が懸念され、財政的な損失が想定されるためこれまでと同様の扱いとする。

9. 今後のスケジュール（令和5年度以降は改定する場合）

- (1) 令和4年度～5年度

2月16日（木）副市長説明 → その後、市長説明

2月27日（月）日野市手数料、使用料等検討委員会

3月末まで 条例改正案作成

6月議会 条例改正

8月 令和6年度から5年間の指定管理者の更新（プロポーザル）

※大ホールは1年前から申込み可能なため、実質的な改定は令和6年10月か検討

- (2) その他

見直し基準によると、指定管理者と基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、新たな利用料金の運用は新たな基本協定締結時とすることとされており、料金を改正する場合は、令和6年度から実施するものとする。

別紙1 「他市との比較」

大ホール

※上段：使用料、下段：1席あたりの使用料（使用料/席数） いずれも単位は「円」

	席数	平日				土曜日				日曜日			
		午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日
日野市民会館 (現行の使用料)	1,104	17,000	41,000	51,000	100,000	24,000	52,000	63,000	126,000	28,000	52,000	61,000	126,000
		15	37	46	90	21	47	57	114	25	47	55	114
日野市民会館 (改定後の使用料)	1,104	20,000	49,000	61,000	120,000	28,000	62,000	75,000	151,000	33,000	62,000	73,000	151,000
		18	44	55	108	25	56	67	136	29	56	66	136



	席数	平日				土曜日				日曜日			
		午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日
瑞穂スカイビューパーク	1,008	20,000	46,000	51,000	105,000	25,000	58,000	63,000	130,000	25,000	58,000	63,000	130,000
		19	45	50	104	24	57	62	128	24	57	62	128
福生市民会館	1,058	29,000	57,000	72,000	143,000					34,000	69,000	86,000	172,000
		27	53	68	135					32	65	81	162
昭島市民会館 (KOTORIホール)	1,139	29,000	81,000	99,000	191,000					44,000	90,000	79,100	225,000
		25	71	86	167					38	79	69	197
パルテノン多摩	1,154	39,600	108,000	140,400	256,300	60,000	144,000	172,800	335,300	60,000	144,000	172,800	335,300
		34	93	121	222	51	124	149	290	51	124	149	290
立川市市民会館 (たましんRISURUホール)	1,201	25,000	78,000	90,000	171,000					41,000	102,000	108,000	214,000
		20	64	74	142					34	84	89	178
小平市民文化会館 (ルネ こだいら)	1,229	55,200	96,600	124,300	248,400					69,000	120,700	155,300	310,500
		44	78	101	202					56	98	126	252
武蔵野市民文化会館	1,252	50,000	108,000	134,000	270,000					60,000	129,600	160,800	324,000
		39	86	107	215					47	103	128	258
調布市グリーンホール	1,307	34,700	79,100	109,100	203,900					54,000	97,100	115,400	239,700
		26	60	83	156					41	74	88	183

(3) ふれあいホールの料金設定の考え方

1. 考え方

●文化施設（市民会館・七生公会堂）と同様

- (1) 日野市手数料、使用料等の見直し基準（以下、「見直し基準」という）に基づき、使用料を算定（※令和元年7月発行の現行基準）
- (2) 東京都26市の使用料の改定状況
- (3) 近隣市の使用料との比較
- (4) その他（市民以外の利用者の料金設定など）

2. 見直し基準による算定結果

〈市民の森ふれあいホール〉	時間	現行額	改定 上限率	改定 上限額	時間帯 加減率	機能 加算率	基準額	改定額	増減額	増減率
コミュニティホール(1面)【午前】【午後1】【土日祝】	3.5	15,000	1.2	18,000	1.0	1.0	19,723	18,000	3,000	20%
コミュニティホール(1面)【午後2】【土日祝】	2	9,000	1.3	11,700	1.0	1.0	11,270	11,200	2,200	24%
コミュニティホール(1面)【夜間1.3倍】【土日祝】	2	9,000	1.3	11,700	1.3	1.0	14,651	11,700	2,700	30%
コミュニティホール(1面)【深夜】【土日祝】	2	12,000	1.2	14,400	1.3	1.0	19,160	14,400	2,400	20%
コミュニティホール(1面)【午前】【午後1】【平日】	3.5	12,000	1.2	14,400	0.8	1.0	15,778	14,400	2,400	20%
コミュニティホール(1面)【午後2】【平日】	2	9,000	1.3	11,700	0.8	1.0	9,016	9,000	0	0%
コミュニティホール(1面)【夜間1.3倍】【平日】	2	9,000	1.3	11,700	1.04	1.0	11,721	11,700	2,700	30%
コミュニティホール(1面)【深夜】【平日】	2	12,000	1.2	14,400	1.36	1.0	15,328	14,400	2,400	20%
多目的ルーム【半面】(床)【午前】【午後1】	3.5	1,900	1.4	2,660	1.0	1.0	2,989	2,600	700	37%
多目的ルーム【半面】(床)【午後2】	2	1,100	1.4	1,540	1.0	1.0	1,708	1,500	400	36%
多目的ルーム【半面】(床)【夜間1.3倍】	2	1,100	1.4	1,540	1.3	1.0	2,220	1,500	400	36%
コミュニティルーム1【午前】【午後】	3.5	2,400	1.3	3,120	1.0	1.0	1,668	2,000	▲ 400	-17%
コミュニティルーム1【夜間1.3倍】	4	2,700	1.3	3,510	1.3	1.0	2,479	2,400	▲ 300	-11%
コミュニティルーム2【午前】【午後】	3.5	2,200	1.3	2,860	1.0	1.0	1,559	1,800	▲ 400	-18%
コミュニティルーム2【夜間1.3倍】	4	2,500	1.3	3,250	1.3	1.0	2,317	2,300	▲ 200	-8%
集会室2-1【午前】【午後】	3.5	1,500	1.4	2,100	1.0	1.0	1,609	1,600	100	7%
集会室2-1【夜間1.3倍】	4	1,800	1.4	2,520	1.3	1.0	2,391	2,300	500	28%
集会室2-2【午前】【午後】	3.5	1,100	1.4	1,540	1.0	1.0	788	800	▲ 300	-27%
集会室2-2【夜間1.3倍】	4	1,300	1.4	1,820	1.3	1.0	1,171	1,100	▲ 200	-15%
集会室2-3【午前】【午後】【防音】	3.5	600	1.4	840	1.0	1.5	641	600	0	0%
集会室2-3【夜間1.3倍】【防音】	4	700	1.4	980	1.3	1.5	953	900	200	29%
集会室2-4【午前】【午後】【調理室】	3.5	1,300	1.4	1,820	1.0	2.0	1,861	1,800	500	38%
集会室2-4【夜間1.3倍】【調理室】	4	1,500	1.4	2,100	1.3	2.0	2,765	2,100	600	40%
ギャラリー【午前】【午後】	3.5	800	1.4	1,120	1.0	1.0	662	700	▲ 100	-13%
ギャラリー【夜間1.3倍】	4	1,000	1.4	1,400	1.3	1.0	984	900	▲ 100	-10%

3. 料金算定にあたって

●東京都 26 市の改定状況

- ・令和3年度・令和4年度で料金改定を実施した自治体は町田市のみ
 - ⇒ 町田市：スポーツ振興課所管施設について、令和3年4月に一部改定
 - ※調布市：令和5年度から一部改正料金施行予定
 - ただし時間枠の改定に伴う見直しのみで、増額改定はなし
- ・利用料金改定に係る市基準があるなかで改定を延期：7市
八王子市・武蔵野市・府中市・町田市・東大和市・清瀬市・多摩市
 - ⇒ ただし、今後コロナの影響を見極めて改正に踏み切る可能性も

●見直し基準に照らしての算定 …※平成23年度に建設されたふれあいホールは、当該見直し基準に基づく料金設定・改定を行っておらず、料金改定の際に、南平体育館との料金に乖離が出ないように算出する必要がある。

【算定イメージ】

- ・16頁「個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図」に沿って、料金を決定
- ・9頁「基準額の算出」

基準額 = 原価×利用者負担割合

⇒ 見直し基準に掲載されている計算式にて基準額を算出

※ふれあいホールの一部の使用料が値上げとなる際は、激変緩和措置として現在の使用料金額に応じ、下表のとおり値上げ率に上限を設定

現在の使用料金額	改定上限率
150 円以上 500 円未満	現在の利用料金額の 1.5 倍まで
500 円以上 2,000 円未満	現在の利用料金額の 1.4 倍まで
2,000 円以上 10,000 円未満	現在の利用料金額の 1.3 倍まで
10,000 円以上	現在の利用料金額の 1.2 倍まで

●積算内容のポイント

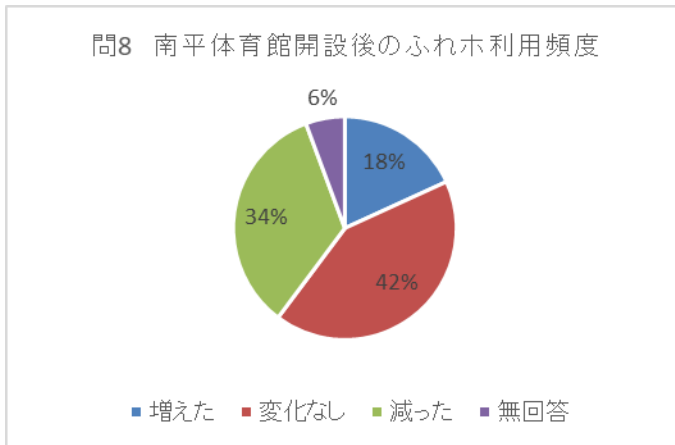
- ◆①料金：市外団体の利用は市内使用料の2倍とする。(南平体育館に統一)
- ◆②時間枠：早朝時間について、以前の検討時に議論があったが、需要がどの程度あるか把握できていないこと、令和4年に開設した新・南平体育館では早朝の時間枠を設けていないこと、設ける際も曜日指定や期間限定とするか等諸々未定のため、利用可能時間は変更しない。
また、南平体育館との時間帯の統一も見送りとし、従来どおりの時間枠とする。
(料金改定に加え、時間帯の変更も同時に行うと、混乱を招くおそれがあるため)

●利用者の声

○令和4年12月27日(火)より令和5年1月22日(日)の間で実施

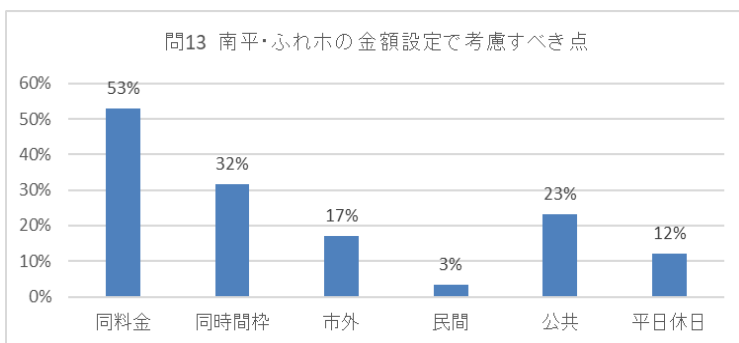
○市民の森ふれあいホール、南平体育館の利用者へのアンケート 97件

○日野市体育協会からのアンケート回答 20件

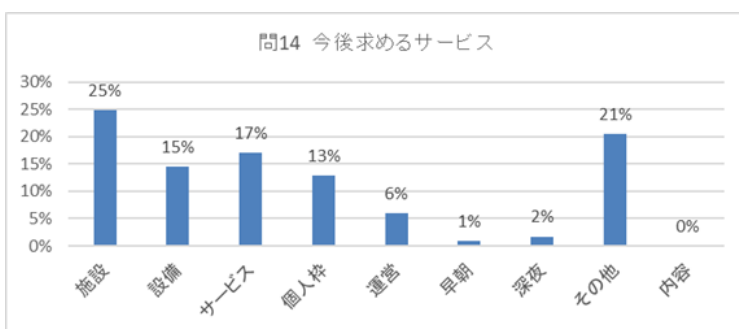


※令和4年4月の新・南平体育館オープン後のふれあいホールの利用について、「増えた」「変化なし」という回答もあった一方、「減った」という回答が1/3を占めた。

…トレーニングルームなどの個人利用や市の南北に分かれる地域的特性などにより、一部の利用者が流れた（または戻った）傾向がうかがえる。



※「金額設定で考慮すべき点」という質問に対しては、「ふれあいホール・南平体育館を同程度の料金で利用できる」との回答が全体の半数以上からあった。



※「今後求めるサービス」という質問に対しては、「施設の充実」という回答が最も多かった。一方で、「付帯設備の拡充」「利用頻度に応じたサービスの充実」「個人利用枠の拡大」のほか、自由記述の回答も挙げられており、意見が幅広く寄せられる結果となった。

4. 算定内容

(1)貸切利用

基準額は以下のとおり算定した。

$$\text{基準額} = \text{維持管理費等} \div \text{施設総床面積} \div \text{年間利用可能時間} (1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたりの維持管理経費}) \\ \times \text{部屋面積} \times \text{貸出時間} \times \text{利用者負担割合} \times \text{時間帯別負担係数}$$

1 m² 1 時間あたりの維持管理経費の構成因子は下のとおり算出する。

- ・維持管理費等は人件費・物件費等の支出、指定管理者利用料収入額、減価償却費、土地代から算出した。
- ・施設総床面積は 7241.52 m²
- ・年間利用可能時間については、下記算定式を基準とするが、新型コロナウイルスの影響による休館・部分休業を行った日数・時間数を考慮し算出する。

$$11 \text{ 時間} \times (365 \text{ 日} \times 5/7 - 12 - 6 \text{ 日} \times 5/7) + ((\text{コミュニティホール}) \times 13 \text{ 時間} + (\text{貸出部屋総床面積} - \text{コミュニティホール面積}) \times 11 \text{ 時間}) / \text{貸出部屋総床面積} \times (365 \text{ 日} \times 2/7 - 6 \times 2/7)$$

$$1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたりの維持管理経費} \div 4.8 \text{ 円/m}^2/\text{時間}$$

基準額は日中・夜間・深夜の時間帯や平日であるかに応じ、下のとおり算出する。

- ・日中 9:00～19:00 は 1 m² 1 時間あたりの維持管理経費×部屋面積×貸出時間×利用者負担割合 50%
- ・夜間 19:00～21:00 は 1 m² 1 時間あたりの維持管理経費×1.3×部屋面積×貸出時間×利用者負担割合 50%
- ・深夜 21:00～23:00 は 1 m² 1 時間あたりの維持管理経費×1.7×部屋面積×貸出時間×利用者負担割合 50%
- ・メインアリーナのみ平日については上記それぞれに×0.8

※夜間は、共有部照明がつき電気量がかかること、他市の夜間割増の割合を勘案し、1.3 倍、

さらに深夜は、夜間人件費(22:00 より時給増)も考慮し、さらに 1.3 を乗じ、1.7 倍での積算とした。

※コミュニティホール平日は、稼働率が低いので、利用促進のため 0.8 倍した。

①メインアリーナ（コミュニティホール）貸切利用金額

基準額を多摩部で設立年が近い体育施設と比較すると、概ね同程度か、若干安価である(表 1)。

市内団体使用料(表 2)は、「基準額」と、現行額に改定上限率を掛けた「改定上限額」をベースとし、

①基準額が改定上限額を上回っている場合は、改定上限額を単価、②基準額が上限額に収まっている

場合は、基準額を単価(ベース)とした(※基準額の±20%の数値と比較し乖離がないことを確認)

①：土日 9 時～12 時 30 分／土日 13 時～16 時 30 分／土日 19 時～21 時／土 21 時～23 時／
平日 9 時～12 時 30 分／平日 13 時～16 時 30 分／平日(金) 21 時～23 時

②：土日 17 時～19 時／平日 19 時～21 時

※平日 17 時～19 時の枠は、旧金額と基準額がほぼ同額のため、旧金額のまま据えおく。

※改正前単価はすべて千円単位としていたが、今回は基準額・改定上限額を踏まえ、
百円単位での設定とする。

設立年	市民の森 ふれあいホール H24	南平 体育館 R04	三鷹市 SUBARU 総合スポーツセンター H28	エスフォルタ アリーナ八王子 H26	武蔵村山総合 体育館 H15
広さ	2,352 m ² バドミントン12面	1675.1 m ² バドミントン8面	1,633 m ² バドミントン8面	2,978 m ² バドミントン12面	1,900 m ² バドミントン8面
使用料(日中)		3:00 15,000 円	3:00 11,400 円	2:30 18,000 円	2:30 9,460 円
日中 3:30 2,352 m ² での 金額	18,000 円 基準額 19,723 円 (旧: 15,000 円)	24,571 円	19,156 円	19,903 円	16,395 円
日中 2:00 2,352 m ² での 金額	11,200 円 基準額 11,270 円 (旧: 9,000 円)	14,041 円	10,946 円	11,373 円	9,368 円
使用料(夜間)			3:00 11,400 円	2:30 19,800 円	2:30 9,460 円
夜間 2:00 2,352 m ² での 金額	11,700 円 基準額 14,651 円 (旧: 9,000 円)	16,288 円	10,946 円	12,510 円	9,368 円

表 1. メインアリーナ (コミュニティホール) 他市との比較

表 2. メインアリーナ (コミュニティホール) 金額 ()内は基準額

		《午前・午後1》 9時～12時30分/ 13時～16時30分	《午後2》 17時～19時	《夜間》 19時～21時	《深夜》 21時～23時
土日	(現行額)	15,000	9,000	9,000	12,000
	全面	18,000(19,723)	11,200(11,270)	11,700(14,651)	14,400(19,160)
	1/2面	9,000	5,600	5,900	7,200
平日	(現行額)	12,000	9,000	9,000	12,000
	全面	14,400(15,778)	9,000(9,016)	11,700(11,721)	14,400(15,328)
	1/2面	7,200	4,500	5,900	7,200

②多目的ルームとコミュニティルーム、集会室、ギャラリー貸切利用金額

多目的ルームとコミュニティルーム1、集会室2-2の基準額を多摩部で設立年が近い体育施設と比較すると、概ね同程度か、若干安価である(表3)。

なお、防音室(集会室2-3)、調理室(集会室2-4)、ギャラリーは他市施設で該当室が無く比較できないため、参考までに市内同施設の使用料を示す(表5)

については、「基準額」と、現行額に改定上限率を掛けた「改定上限額」をベースとし、

①基準額が改定上限額を上回っている場合は、改定上限額を単価とした(百円未満切捨て)。

… 多目的ルーム※全時間帯/集会室2-4 (調理室)※全時間帯

②基準額が改定上限額以内の場合は、基準額を単価(ベース)とし、増減または一部据え置きとした。

… (増) 集会室2-1 ※全時間帯/集会室2-3 ※夜間

(減) 集会室2-2 ※夜間/ギャラリー ※夜間

(同) 集会室2-3 ※日中

※集会室2-1は現在トレーニングルームとして使用している(利用者負担割合 0.75で積算)

③コミュニティルーム／集会室 2-2※日中／ギャラリー※日中については、**基準額に加え、現行額の時間帯別の金額（1 枠あたりの日中と夜間の差額）も考慮したうえで改定額を算出した。**

		市民の森 ふれあいホール	旧料金 《午前・午後》	三鷹市 SUBARU 総合スポーツセンター	エスフォルタ アリーナ八王子	武蔵村山総合 体育館
設立		H24		H28	H26	H15
多目的ル ーム	広さ 使用料(日中) 3:30、713 m ² での金額	713 m ² 5,200 円 基準額 5,978 円	3:30 3,800 円	1,074 m ² 3:00 6,900 円 5,344 円	712 m ² 3:00 7,000 円 8,178 円	500 m ² 2:30 2,040 円 4,073 円
コミュニ ティル ーム 1	広さ 使用料(日中) 3:30、199 m ² での金額	199 m ² 2,000 円 基準額 1,668 円	3:30 2,400 円	278 m ² 3:00 2,100 円 1,754 円	251 m ² 3:00 2,500 円 2,312 円	250 m ² 2:30 1,020 円 1,137 円
集会室 2-2	広さ 使用料(日中) 3:30、94 m ² での金額	94 m ² 800 円 基準額 788 円	3:30 1,100 円		136 m ² 3:00 1,500 円 1,210 円	140 m ² 2:30 720 円 677 円

表 3. 多目的ルームとコミュニティルーム 1、集会室 2-2 の他市との比較

	9 時～12 時半 13 時～16 時半	17 時～19 時	19 時～21 時
多目的ルーム(全面)	5,200 / 3,800 (5,978)	3,000 / 2,200 (3,416)	3,000 / 2,200 (4,440)
多目的ルーム(半面)	2,600 / 1,900 (2,939)	1,500 / 1,100 (1,708)	1,500 / 1,100 (2,220)
	9 時～12 時半	13 時～16 時半	17 時～21 時
コミュニティルーム 1	2,000 / 2,400 (1,668)	2,000 / 2,400 (1,668)	2,400 / 2,700 (2,479)
コミュニティルーム 2	1,800 / 2,200 (1,559)	1,800 / 2,200 (1,559)	2,300 / 2,500 (2,317)
集会室 2-1	1,600 / 1,500 (1,609)	1,600 / 1,500 (1,609)	2,300 / 1,800 (2,391)
集会室 2-2	800 / 1,100 (788)	800 / 1,100 (788)	1,100 / 1,300 (1,171)
集会室 2-3(防音室)	600 / 600 (641)	600 / 600 (641)	900 / 700 (953)
集会室 2-4(調理室)	1,800 / 1,300 (1,861)	1,800 / 1,300 (1,861)	2,100 / 1,500 (2,765)
ギャラリー	700 / 800 (662)	700 / 800 (662)	900 / 1,000 (984)

表 4. 多目的ルームとコミュニティルーム、集会室金額 【改定額 / 現行額、()内は基準額】

調理室 ふれあいホール 集会室 2-4	111 m ²	9 時～12 時半 1,800 円 / 1,300 円 (1,861 円)	13 時～16 時半 1,800 円 / 1,300 円 (1,861 円)	17 時～21 時 2,100 円 / 1,500 円 (2,765 円)
中央公民館 調理室	24 人	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時半 団体登録した団体が社会教育活動に使う場合は無料
多摩平交流センター 調理室	35.1 m ²	9 時～14 時 1,400 円	15 時～21 時 1,700 円	
防音室 ふれあいホール 集会室 2-3	94 m ²	9 時～12 時半 600 円 / 600 円 (641 円)	13 時～16 時半 600 円 / 600 円 (641 円)	17 時～21 時 900 円 / 700 円 (953 円)
多摩平交流センター 集会室 4(防音室)	39.8 m ²	9 時～12 時 750 円	13 時～17 時 1,050 円	18 時～21 時半 900 円
市民会館 練習室 1 練習室 2	28 m ² 28 m ²	9 時～12 時 800 円 800 円	13 時～16 時半 1,400 円 1,400 円	17 時半～21 時半 1,700 円 1,700 円

表 5. 市内公共施設の調理室、防音室の使用料 【改定額 / 現行額】 (基準額)

(2) 個人利用 ～コミュニティホールと多目的室～

・基準額は、コミュニティホールを全面、全日(深夜は除く)、年間貸切する場合の金額を、年間開館日数、ホール 4 名 / (バドミントンコート 1 面) × 12 面、4 コマ (深夜は除く) で割ったものとする。

・令和元年～令和 3 年で稼働した土日祝：合計 277 日

稼働した平日：合計 662 日

※コロナによる休館日を除いて積算 (部分休館は除く)

$65,367 * 277$ (土日全日の基準額) + $52,293 * 662$ (平日全日の基準額) = $52,724,625$

$52,724,625 \div (319 + 287 + 333) \div 48 \div 4 \doteq 292.45$ 円

R01～R03 年間開館日数

(参考) 3 年間通常開放した場合の積算値

…年間開館日数 { $365 - (12 + 6)$ } × 3 = 1,041

$52,724,625 \div 1,041 \div 48 \div 4 \doteq 263.79$ 円

・基準額を多摩部で設立年が若い体育施設と比較すると、同程度である。

エスフォルタアリーナ八王子(H26) : 2時間大人 300 円子ども 100 円(市外割増無し)

武蔵村山総合体育館(H15) : 2時間大人 200 円子ども 50 円(市外 2 倍)

・使用料は基準額の金額の端数を 50 円単位で切下げ、

市内個人大人で **250 円**、その他は表 6 のとおりとする。

・シニアは一般大人の半額の 50 円単位切上げ、子どもは一般大人の 1/4 の 50 円単位切上げとする。

表 6. メインアリーナと多目的室の個人利用の使用料 ()内は市外個人の使用料

大人	65 歳以上	中学生以下
250 円(500 円)	150 円(300 円)	100 円(200 円)

なお、これまで個人使用大人 1 回 200 円に対し年間使用券が 10,000 円と 50 日分であったことから年間使用券は 12,500 円とする。その他は表 7 のとおりとする。

表 7. メインアリーナと多目的室の個人年間使用券※年間使用券は市内要件の方のみ

大人	65 歳以上	中学生以下
12,500 円	7,500 円	5,000 円

(参考) 障害者利用に係る減免について (団体・個人)

<日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則>

第 13 条 条例 (=「日野市市民の森ふれあいホール条例」) 第 8 条の規定により市長が使用料を減額し、又は免除することができる範囲は、次のとおりとする。

(1) コミュニティホール全面又は多目的ルーム全面を、貸切使用する場合において、次に掲げる事業に使用するとき。

ア～ウ 略

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供している市内の社会福祉法人又は特定非営利活動法人が主催する事業で、市民との交流を目的とした事業 5 割減額

オ 第 2 号に規定する個人で構成される市内在住の 5 名以上の団体が主催する事業で、市民との交流を目的とした事業 5 割減額

(2) 個人利用の場合において、次に掲げる者が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者及びその介護者 免除

イ 都道府県知事の定めるところにより交付された療育手帳を所持する者及びその介護者 免除

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者 免除

(3)料金一覧表

※市内料金…市外利用者は市内利用者の2倍。

	9時～12時/ 12時～15時	15時～17時 /17時～19時	19時～21時	21時～23時
ホール土日全面	18,000	11,200	11,700	14,400
1/2面	9,000	5,600	5,900	7,200
ホール平日全面	14,400	9,000	11,700	14,400
1/2面	7,200	4,500	5,900	7,200
多目的ルーム(全面)	5,200	3,000	3,000	
多目的ルーム(半面)	2,600	1,500	1,500	
	9時～12時半	13時～16時半	17時～21時	
コミュニティルーム1	2,000	2,000	2,400	
コミュニティルーム2	1,800	1,800	2,300	
集会室 2-1	1,600	1,600	2,300	
集会室 2-2	800	800	1,100	
集会室 2-3	600	600	900	
集会室 2-4	1,800	1,800	2,100	
ギャラリー	700	700	900	

メインアリーナと多目的室の個人利用の使用料 ()内は市外個人の使用料

大人	65歳以上	中学生以下
250円(500円)	150円(300円)	100円(200円)

メインアリーナと多目的室の個人年間使用券 ※年間使用券は市内要件の方のみ

大人	65歳以上	中学生以下
12,500円	7,500円	5,000円

参考：ふれあいホール旧料金 (表内())は平日の値段)

アリーナ・多目的ルームの個人開放は 200円/区分 中学生以下 65歳以上は 100円/区分
トレーニングルームは 300円/区分(午前(9:30～13:00)・午後(13:30～17:00)・夜間(17:30～21:00))

	9時～12時半/13時～16時半	17時～19時/19時～21時	21時～23時
コミュニティホール 全面	15,000 (12,000)	9,000 (9,000)	12,000 (12,000)
1/2面	7,500 (6,000)	4,500 (4,500)	6,000 (6,000)
1/3面	5,000 (4,000)	3,000 (3,000)	
多目的ルーム	3,800	2,200	
	9時～12時半/13時～16時半	17時～19時/19時～21時	
コミュニティルーム1	2,400	2,700	
コミュニティルーム2	2,200	2,500	
集会室 2-2	1,100	1,300	
集会室 2-3	600	700	
集会室 2-4	1,300	1,500	
ギャラリー	800	1,000	

参考：南平体育館 ※市内料金…市外利用者は市内利用者の2倍。

	9時～12時/ 12時～15時	15時～17時 /17時～19時	19時～21時	日中	全日
アリーナ土日全面	15,000	10,000	13,000	36,000	63,000
1/2面	7,500	5,000	6,500		
アリーナ平日全面	12,000	8,000	10,400	28,800	50,400
1/2面	6,000	4,000	5,200		
多目的ルーム1	1,900	1,200	1,600		
多目的ルーム2	1,900	1,200	1,600		
多目的ルーム3	1,300	900	1,100		
ラウンジ	850	550	700		
弓道場	2,600	1,700	2,200		

個人利用 ()内は市外個人の使用料

	大人	65歳以上	中学生以下
アリーナ	300円(600円)	200円(400円)	100円(200円)
弓道場	300円(600円)	200円(400円)	100円(200円)
トレーニングルーム	400円(800円)	300円(600円)	

個人年間使用券 ※年間使用は市内要件の方のみ

	大人	65歳以上	中学生以下
アリーナ	15,000円	10,000円	5,000円

※弓道場とトレーニングルームは年間使用のシステムは設けない。

参考：旧南平体育館

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	全日(9時～21時)
メインアリーナ	3,000	4,000	5,000	10,000
柔道場/剣道場/弓道場	600	800	1,000	2,000
会議室	300	400	500	1,000

(4) 市民プール使用料金設定の考え方

1. 考え方

●文化施設（市民会館・七生公会堂）、ふれあいホールと同様

- (1) 日野市手数料、使用料等の見直し基準（以下、「見直し基準」という）に基づき、使用料を算定
- (2) 東京都 26 市の使用料の改定状況（※近年大きな変更なし）
- (3) 近隣市の使用料との比較
- (4) その他（市民以外の利用者の料金設定など）

●基本情報

・施設内容 … 50m プール、25m プール、幼児用プール

・料金

（一般使用） 大人3時間 200 円、子ども3時間 100 円 ※近年は改定なし

（貸切使用） 50m プール：午前 8,000 円／午後 10,000 円／全日 18,000 円

25m プール：午前 4,000 円／午後 5,000 円／全日 9,000 円ほか

※近年は改定なし + 利用は限定的

⇒ 今回改定では、文化施設、ふれあいホールと異なり、基本料金のみを確認（改定）

2. 見直し基準による算定結果

		時間	現行額 (円)	改定 上限 率	改定 上限額 (円)	基準額 (円)	改定額 (円)	増減額 (円)	増減 率
大人	市内	3	200	1.5	300	830	200	0	0
	市外	3	200	1.5	300		300	100	50%
子ども	市内	3	100	2	200		100	0	0
	市外	3	100	2	200		150	50	50%

※障害者の減免について …付添人1名含め全額免除（変更なし）

3. 料金算定にあたって

…現行の見直し基準に照らして利用者負担を考慮し算定

●積算内容のポイント

- ① 「利用者負担割合」(※) について
(※) ・ 基準額を求めるうえで必要
・ 改正案では 50 : 50 (※ = 50%) で検討

…民間で代替可能な施設とも考えられるが、
期間限定で開設する、一部の市民にとって必需的かつ
誰でも気軽に足を運べる施設としての位置づけ
- ② 基準額算定にあたって
見直し基準において、
「原価 = 年間維持管理経費等 ÷ 年間利用者数」で
求めるべきとされているが、令和2年度・3年度は新型コロナの
影響により閉鎖のため、「年間利用者数」実績 = 0
※目標値での算出を行うことが前提となっており、
計算が不可能ではないものの、閉鎖した年度の実績値は
歳出・歳入ともに通常開設した場合と異なり、
適切な数値での算定が困難なため、遡って
平成29年度・30年度・令和元年度 の3か年で算定

⇒ 令和4年度中に改定を行っている“新”見直し基準を適用
- ③ ~市内・市外区分の新設~
…令和4年度は市民のみの開放として実施
今後も、日野市民が優先的に利用できるよう、
南平体育館、ふれあいホール同様、料金に差をつける
- ④ ~他市プール使用料との比較(別紙)~
・ 屋外プールと屋内プールで金額に差あり
…屋外プールで比較すると、
(府中市) 2時間 100円~150円、
時間単価：大人 50~75円, 子ども 15円~25円
- ⑤ ~料金設定の根拠~ ※基準額未満の設定とした理由
 - 子ども料金の維持 …最低時間枠での負担額として、近隣市の
屋外プールで100円を上回る市はない
(※あるとしても屋内プールのみ)
 - 時間枠の維持 …現行の「3時間」を「2時間」に変更すると、
管理方法について見直しが求められる
⇒ 自由に入退場を認める枠組みでは、利用時間の管理が困難
一方、府中市同様の時間枠の設定も選択肢としてあるが、
その場合、入場可能時間帯を定めるか、定めない場合でも
入場者・退場者が多くなる時間帯が偏在化し、受付・誘導
等の動員増や、待機者の熱中症ケア等、課題が増える懸念
 - 市外料金の新設 …今回のねらいとして上記③があるが、
③の大人の料金設定を激変緩和措置を
勘案し、1.5倍相当の300円とし、
子ども料金をその半額の150円とする

◎今後にむけて

- ・市民プールについては、日野市では令和2年度・3年度に新型コロナの影響により閉鎖
 - …令和4年度は開設したものの、他市では、新型コロナと老朽化を理由に、開設しなかった市（東京都）が4市あった
 - …夏の限られた期間にのみ開設する屋外の市民プールについては、維持管理等の費用も多額であることから各市とも苦慮している
- ・日野市では3年ぶりに再開したものの、利用者は半減
（令和4年度の利用者数：8,857人 ※令和元年度：16,062人）
- ・市の財政状況等も踏まえ、既存の公共施設の維持管理は容易ではない
 - ⇒ ただ、水泳大会やアクアスロン大会など、市民大会にも利用され、市民の健康増進を図る貴重な施設として需要あり
 - ⇒ 令和6年度からの指定管理更新に向け、料金の見直し検討を行う

(参考) 近隣市で市内・市外の料金区分がある主なプール

	市	プール名称 施設内容	時間区分	市内		市外	備考
				(料金)	(時間単価)		
1	府中市	【市民プール】◆屋外 ・50mプール	①第1部 (午前10時～正午) ②第2部 (午後1時～3時) ③第3部 (午後3時半～5時半) ④ナイター (午後6時～8時)	①②③ 大人：100円 高校生：60円 子ども：30円 ④ 大人：170円 高校生：110円 子ども：70円	①②③ 大人：50円 高校生：30円 子ども：15円 ④ 大人：85円 高校生：55円 子ども：35円	①②③ 大人：200円 高校生：120円 子ども：60円 ④ 大人：340円 高校生：220円 子ども：140円	※夏季のみ ※障害者は手帳等提示 で全額免除(本人と高 校生以上の介護者1名 分)⇒以下No.2～4も 同じ ※日中は水遊びのエリア と遊泳エリアを区分け
2	府中市	【西府プール】◆屋外 ・25mプール ・幼児用プール	①第1部 (午前10時～正午) ②第2部 (午後1時～3時) ③第3部 (午後3時半～5時半)	①②③共通 大人：100円 高校生：60円 子ども：30円	①②③共通 大人：50円 高校生：30円 子ども：15円	①②③共通 大人：200円 高校生：120円 子ども：60円	※夏季のみ
3	府中市	【郷土の森公園総合プール】 ◆屋外 ・50mプール ・幼児用プール ・流水プール	・利用は2時間単位 ・2時間を超えた場合は 1時間毎に超過料金が必要	大人：150円 高校生：100円 子ども：50円	大人：75円 高校生：50円 子ども：25円	大人：300円 高校生：200円 子ども：100円	※夏季のみ ※ウォータースライ ダーもあり
4	府中市	【生涯学習センター温水プー ル】 ※屋内 ・25mプール ・幼児用プール	・利用は2時間単位 ・2時間を超えた場合は 超過料金がかかる (1コマの50%相当額)	大人：400円 高校生：250円 子ども：150円	大人：200円 高校生：125円 子ども：75円	大人：800円 高校生：400円 子ども：300円	※通年利用可(休館日 あり)
5	立川市	【柴崎市民体育館室内プール】 ※屋内 ・25mプール ・小プール	・夏季のみ利用は2時間単位 ・2時間を超えた場合は 超過料金がかかる (1コマの50%相当額)	大人：400円 高校生：200円 子ども：100円	大人：200円 高校生：100円 子ども：50円	大人：800円 高校生：400円 子ども：200円	※通年利用可(休館日 あり) ※障害者は手帳等提示 で高校生と同一料金⇒ 以下No.6も同じ
6	立川市	【泉市民体育館 室内水泳場】 ※屋内 ・25mプール	・夏季のみ利用は2時間単位 ・2時間を超えた場合は 超過料金がかかる (1コマの50%相当額)	大人：400円 高校生：200円 子ども：100円	大人：200円 高校生：100円 子ども：50円	大人：800円 高校生：400円 子ども：200円	※通年利用可 ※日祝で団体利用のな い日には一部をお子さ まエリアとして区分け
7	三鷹市	【SUBARU総合スポーツセン ター】※屋内 ・25mプール(メイン+健康増 進) ・幼児用	・利用は1時間 または2時間単位	大人：400円 70歳以上：300 円 子ども：100円	大人：200円 70歳以上：150 円 子ども：50円	●2時間 大人：600円 子ども：150円 ●1時間 大人：300円 子ども：80円	※通年利用可 ※障害者は手帳等提示 で全額免除(本人と付 添者1名分)
8	日野市	【東部会館 温水プール】 ※屋内	・利用は2時間単位 ・2時間を超えた場合は 超過料金がかかる (1コマの50%相当額)	大人：300円 子ども：100円	大人：150円 子ども：50円		※障害者は手帳等提示 で全額免除(本人と付 添者1名分)